

福島第一原子力発電所事故による観光業等への風評被害に 関する賠償額の新たな算定基準が変更されました

東京電力株式会社より、10月27日に風評被害に関する賠償額の算定基準が下記のとおり変更されました。

記

	見直し前 (9月21日 公表)	見直し後 (10月27日公表)	
		①案	②案
請求期間	平成23年3月～8月(6ヶ月間)を一括で算定(以後は3ヶ月ごと)	当初の6ヶ月を3月～5月、6月～8月に2分割	3月～8月を一括で算定
原子力以外の要因による減収分(賠償額からの控除率)	3月～8月は20%、以後は徐々に引き下げ	3月～5月は20%、6月～8月は0%(以後も0%)	3月～8月は10%、以後は0%

※「見直し後」は①案または②案を被害者側で選択することになります

損害賠償請求手続に関する情報は東京電力のホームページ

(URL : <http://www.tepco.co.jp/index-j.html>) をご覧ください。

また、請求手続をはじめるとは、必ず東京電力株式会社のコールセンターに連絡し、被害の概況等をお話し頂いた上で、請求様式を取り寄せてください。

コールセンター (福島原子力補償相談室)

TEL 0120-926-404